

「もんじゅ」の在り方に関する意見書（案）

エネルギー資源が乏しい我が国にとって核燃料サイクルの確立が必要であり、特にウラン資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、高速増殖炉の開発は重要である。本県は、県民の安全・安心の確保を大前提に、「もんじゅ」をエネルギー研究開発拠点化計画の中核施設と位置づけ、国の核燃料サイクルの確立に向けた協力を行ってきたところである。

しかしながら、平成7年のナトリウム漏えい事故発生以降、様々な課題やトラブルが生じ、本来の目的である運転がほとんどされていない状態が続いていることに加え、高速増殖炉の新規制基準が策定されていない状況において、平成27年11月13日に原子力規制委員会が文部科学大臣に「もんじゅ」に関する勧告を出したことは、「もんじゅ」を長年受け入れてきた立地県として誠に遺憾である。

国においては、平成26年に閣議決定したエネルギー基本計画において、「もんじゅ」を核燃料サイクル政策の中核施設と位置づけたことを踏まえ、「もんじゅ」がその役割を果たせるよう、長期的視野に立ち、覚悟を持って取り組む必要があることから、政府が一体となって責任体制を整えるとともに、下記の事項について真摯に進めていくことを強く要望する。

記

- 1 政府が一体となった責任体制の下、エネルギー基本計画に示されている原子力発電所の再稼働及び核燃料サイクル政策の推進並びに「もんじゅ」を中心とする高速炉研究開発を確実に実行するとともに、それらの意義や進め方を県民のみならず国民に対し丁寧に説明し、県民や国民の理解が得られるよう最大限の取り組みを行うこと。
- 2 「もんじゅ」の運営主体の検討に当たっては、本県がエネルギー研究開発拠点化計画の中核施設として位置づけていることを考慮するとともに、新たな運営主体は県民の理解が得られる組織とすること。
- 3 「もんじゅ」の安全確保を最優先として、必要な人材及び予算を確保すること。また、安全確保の取り組みを県民に丁寧に説明し、理解を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年5月10日

福 井 県 議 会